

第2回 EPA活用推進会議

2022年9月

經濟產業省

通商政策局經濟連携課

EPA活用拡大にむけた課題と対応

- 中堅・中小企業等によるEPA活用を加速するには、**3つの「壁」**を乗り越えることが有効。
- 経済産業省は、10業界の業界団体・企業や関連サービスを提供する民間企業、学識者、政府関係機関が一堂に会して、より多くの我が国企業が3つの壁を乗り越えるための方策を検討するために、「**EPA活用推進会議**」を設置。

企業の声

① 制度理解が難しい「知識の壁」

- ・協定の詳細情報の入手方法がわからない
- ・協定文書や公開されている情報が難解
- ・準備が必要な書類のサンプルやフォーマットが不明、又は多種多様

② 手続きが煩雑「プロセスの壁」

- ・書類作成の人件費がかかる
- ・原産地証明書の作成に必要な取引情報の確認に工数がかかる
- ・原産地証明書の作成が困難
- ・社内体制が構築されていない
- ・原産性証明資料管理が煩雑
- ・HSコード分類が困難

③ サプライヤーとの協力を得るのが困難「協力企業の壁」

- ・サプライヤーの理解をえられるのが大変
- ・証明書提出にあたり、サプライヤーの機密情報が漏れる懸念がある
- ・輸出者に協力するための負荷が大きい
- ・サプライヤーがEPA効果の具体的なメリットが明確でないため、協力が得られづらい。

④ その他

- ・扱う輸出製品に元々関税がかかっていない/他の減免制度を利用している
- ・税関職員の報奨金分配制度に起因すると思われるトラブルが頻発（泰）
- ・輸出額が少量
- ・自己証明制度と第三者証明書の並行導入を希望（EU）
- ・法制度の未整備・突然の変更が多い（尼）

対応施策

A. 広報・周知・実務サポート

- セミナーの開催
- 事例集/動画コンテンツ/解説書の作成/ Eラーニング
- EPA相談窓口

啓発関連

B. デジタル・ツール導入等によるプロセスの効率化

- B-1. 原産地証明書の発給・受給の電子化
- B-2. 原産地証明ナビ（英語での書類作成のためのエクセル・ツール）
- B-3. デジタルプラットフォームの整備
業界ごとの標準マニュアルと帳票フォーマットの作成

標準化・デジタル
ツール関連

C. 関連制度の運用改善

- C-1. 「自動車産業適正取引ガイドライン」でのデジタルプラットフォーム活用推奨
- C-2. 委託生産者の該当要件の明確化

制度・運用

D. 輸出先国でのトラブル解決

輸出先国税関でのトラブル対応

EPA活用推進のための当面の課題一覧

- 前回の会議の議論を踏まえ、16の課題をリストアップ。
- 主に、①啓発・教育活動、②標準化・デジタル・プラットフォーム、③制度・運用関連の取組に分類可能。
- 3つの分類について、メンバーから有志を募り、課題分析と取組の方向性を精査。

取組事項	
啓発活動 (田中氏、清水氏、 星野氏、元杭氏)	① 経営層/事業部長への適切なアウトリーチ
	② 中小企業向け個別支援拡充
	③ 業界別EPA現状把握のための指標構築
	④ 通商教育の充実と人材育成
標準化・ デジタルツール関連 (元杭氏、河田氏)	⑤ 自動車以外へのJAFTAS展開&機能追加 ※令和3年度補正予算事業で取組中
	⑥ HSコードサポート機能 ※令和3年度補正予算事業で取組中
	⑦ 業界別マニュアル/プロセス・フォーマット標準化 ※令和3年度補正予算事業で取組中
	⑧ 日商システム/JAFTAS/NACCS連携
	⑨ 中小企業へのデジタルツール導入費支援
	⑩「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」でのデジタルプラットフォーム活用推奨
制度・運用関連 (森脇氏、石井氏、扇氏)	⑪ 累積 活用の具体的手続整備
	⑫ 遡及 活用の具体的手続整備
	⑬ 輸出先税関トラブル、3国間FTAへの対応
	⑭ あるべき原産証明主体の整理
	⑮ 原産判定 基準/条件明確化
	⑯ より利活用しやすい原産地規則・手続のあり方

E P A活用推進の目標設定についての論点

- 前回の会議において、当該会議の目指す方向性を共有し、取組の進捗を確認する上で、目標を設定することが有効との提案があった。
- 定量的な指標例：輸出企業数に対するEPA活用企業数の割合を100%にすることを旨とする
 - － 利点：シンプルで分かりやすい。企業間、業界間、或いは経年変化等を比較しやすい。
 - － 課題：
 - ①EPA利用しないことが経済合理的な場合（※）があるため、「100%」がゴールにはなり得ない。そもそも理想の状態が何パーセントなのか不明。
 - （※）例えば、MFNがゼロの場合や、少量輸出で十分な費用対効果が得られない場合、EPA以外に輸出先国が用意するインセンティブを活用する場合等。
 - ②アンケート調査に相当な手間がかかるため、業界毎や高頻度での調査が困難。
- 定性的な指標例：業界や企業の活動について、ベストプラクティスを整理し公表
 - － 利点：
 - ①目指すべき行動を見える化することにより、お互いに気づきがある。
 - ②行動の種類毎（※）に、トップランナーたる業界・企業と比較することは可能。
 - （※）例えば、①業界内のE P A利活用の実態を調査し、優良事例や取組を取り纏め、周知・公表、②業界内でE P Aの使い方に関するセミナーを開催、③業界でマニュアルや共通フォーマットを作成・公表等
 - － 課題：
 - ①指標が複数あるので、数値指標に比べれば総合的な比較が相対的に困難。
 - ②取組が十分に浸透した際に、取組を終了する判断基準を明確化しておく必要あり。

原産地証明書の発給・受給の電子化

- コロナ禍等の災厄にあってもビジネスの安定性と継続性を維持できる効率的で強靱なサプライチェーンを構築する機運が世界的に高まったこともあり、我が国は諸外国とのCO電子化のための交渉を推進。
- ①COの電子化・ペーパーレス化を進める「PDF方式」と、②COの発給機関と輸入国税関のシステムを連結する「データ交換方式」の二種類の取組を推進。

① COのPDF化

- 日本からの輸出について、日タイEPAについては、2022年1月から、RCEP協定については発効時（2022年1月）より、COをPDFファイルで発給開始。

（参考）日本商工会議所でのCO発給件数（2022年1月～8月までの累積）

日タイEPA：62,733件

RCEP協定：51,628件

- その他の協定でも、PDFファイルもしくはセルフプリントでの受入れを可能とすべく相手国と協議中。

② CO情報のデータ交換

- CO情報を電子的に交換するデータ交換方式についても、タイ、インドネシア、ASEANと実務的な協議を推進、今後、データ交換に必要な項目や接続方法を確定し、早期のデータ交換開始を目指す。

※運用開始時には、日商システムのインターフェイスが変わり、これまでテキスト入力していた一部の記載事項（輸送手段、積出・荷揚地、単位等）がコード入力に変更される予定。具体的な仕様は、確定後速やかに公表予定。

RCEP協定運用上のトラブルと対応

- RCEP発効後、実際の運用においてトラブルが発生。
- 輸入国税関・政府に対して、外交ルート等を通じて、確認・申し入れを行い、改善を継続的に図っている。

トラブル内容	経産省による対応	現状（本資料作成時点）
協定で義務となっているHS2012版の番号で協定を運用していない	<p>相談企業からのヒアリングを踏まえ、外交ルートで相手国側に確認</p> <p>⇒ RCEPのPSRのHS2022への置き換え作業において、リーダーシップをもって対応（2022年6月に合意、2023年1月に実施）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相手国側は、協定の規定どおりに運用する旨回答。 相手国当局によるHS2012版に基づく原産地証明書の発給を確認。 日本が発給するHS2012版に基づく原産地証明書が然るべく受理されるかフォロー中。
認定されたRCEPにおける日本の認定輸出者が、（相手国側に通報されているにもかかわらず）認定輸出者として通報されていないとの理由で自己申告を拒否された	<p>相談企業からのヒアリングを踏まえ、外交ルートで相手国側に確認</p>	<p>申し入れ後、無事通関を確認。</p>
協定運用のための国内通達が未整備のため、原産地証明書が発給されない/輸入通関されない	<ul style="list-style-type: none"> 現地の大使館経由で確認。 経産省より相手国当局に申し入れ。 	<ul style="list-style-type: none"> 申し入れ後、原産地証明書発給にかかる国内通達が公布。 輸入通関に関してはフォロー中。

END